

令和3年度 第2回小松市環境審議会



令和4年2月10日(木)
小松市役所703・704会議室

ごみ減量化・リサイクル率向上に向けた 制度見直しについて



ごみ減量化・リサイクル率向上に向けた制度見直しについて

3

1. 一般廃棄物に係る専門部会 中間報告
2. 家庭系可燃ごみについて
 - 指定袋制度の改正について
 - ごみ減量化の取組施策について
 - 家庭系可燃ごみ削減目標、リサイクル率の目標
3. 事業系可燃ごみについて
 - 事業系ごみ持込手数料の改正について
 - 事業系ごみ減量化の取組施策について
 - 事業系可燃ごみ削減目標
4. エコロジーパークこまつの持ち込みについて
 - 持込手数料の改正について
5. 中間答申の概要について

I 一般廃棄物に係る専門部会 中間報告

10月17日、11月12日、1月12日に専門部会を開催し、慎重な検討を重ねた結果、以下の事項について中間報告とすることを全会一致で承認を得た。

○新制度の開始時期と周知について

市民への周知期間を考慮し令和5年4月からの開始を提案する。地元説明会などで、新制度の内容や、適正な分別方法についての周知を求める。

I. 家庭系一般廃棄物について

(I) 現状

- 家庭系可燃ごみの排出量は、指定袋（ごみダイエット袋）制度が導入された平成28年度下半期には、24.6%（平成20年度対比）まで削減された。
- その後排出量は増加し、令和元年度は18.4%減、令和2年度は16.1%減と、目標としていた50%削減（令和2年度）は達成できず、中間目標の25%削減にも届いていない。
- なりゆきの推計では令和12年度には12～16%削減となり、ごみ減量化に転じるための新たな対策が必要である。

I 一般廃棄物に係る専門部会 中間報告

(2) 無償配布制度について

- 標準的な排出量分まで無償配布する現在の制度は、以下の問題がある
 - ① 選択する袋サイズにより排出可能なごみ量（パックあたり）が異なる
 - ② 居住の実態に基づいて引換券を正確に届けることができない
 - ③ 取扱店の負担（引換券の集計、市への請求、購入～入金タイムラグ）
 - ④ 引換券の印刷費・郵便代・取扱店引換業務などに約4000万円の税金
→ 指定袋制度の是正（無償配布の廃止）が必要

(3) 出しやすい環境づくりと町内会への支援制度の拡充

- ① ごみ資源を最大化するための、出しやすい環境づくり
- ② 可燃ごみ減量化と資源ごみの拡大のための施策の実施
- ③ 町内会の負担軽減のための支援制度の拡充、支援費の増額

(4) 新たな目標と指定袋

- 現在の目標は実現可能性が低いことから、新たな目標を提案する。
ごみ減量化率（平成20年度対比）：
令和7年度に30%削減（中間目標）、令和12年度に33%削減（目標）
リサイクル率：令和7年度に25%（中間目標）、令和12年度に30%（目標）
- 制度の改正に合わせて、指定袋のデザイン・名称の一新、1パックあたりの袋枚数の変更（Lサイズ10枚入りなど）を提案する。

I 一般廃棄物に係る専門部会 中間報告

2. 事業系一般廃棄物について

(1) 削減に向けた取り組み

○事業系一般廃棄物は、焼却ごみの減量化に自己責任で取り組むよう指導・啓発の強化が必要である。

①大規模建築物事業所に対する減量化指導の強化

②事業所のICT化・ペーパーレス化に向けた啓発

③事業所の食品ロス削減対策の要請

④手数料の改定：12円/kgが妥当（現行：10.2円/kg）

(2) 食品ロス削減対策

○食品ロス対策に全市を挙げて取り組むため、協力店の拡大が必要である。
（目標200事業所）

○飲食店：3010運動や小盛等の適量サイズの設定、ドギーバッグの普及促進など食べきりの工夫が必要である。

○小売店：フードバンクやフードドライブへの取り組み、小容量販売やばら売り、季節商品の予約販売、見切り品コーナーの設置、消費者への啓発などの推進が必要である。

I 一般廃棄物に係る専門部会 中間報告

3. エコロジーパークこまつ手数料について

(1) 現状

- エコロジーパークこまつは平成30年7月にオープンし、その際、搬入手数料を車両1台あたりから従量制へと変更した。
- 家庭系の持ち込みが年々増加しており、直近では20kg未満での持ち込みが25%、50kg未満が57%と、少量での持ち込みが増えている。
- 搬入台数の増加により、委託業者・許可業者の収集業務に影響が出ている。

(2) 少量持ち込み抑制への提案

- 家庭系の少量持ち込みの抑制対策が必要である。
 - ①家庭系では50kgまで500円の最低価格の導入を提案
 - ②事業系にも50kgまでの最低価格を導入

(3) 環境教育の充実

- 循環型社会の構築に向けて、ごみ処理の現場での環境教育を、小学生のみでなく町内会や事業所、外国人へ広げ、市民に関心を高めてもらうよう改善を求める。

2 家庭系可燃ごみについて

指定袋導入時の目標値

【小松市環境審議会答申（平成28年2月）より】

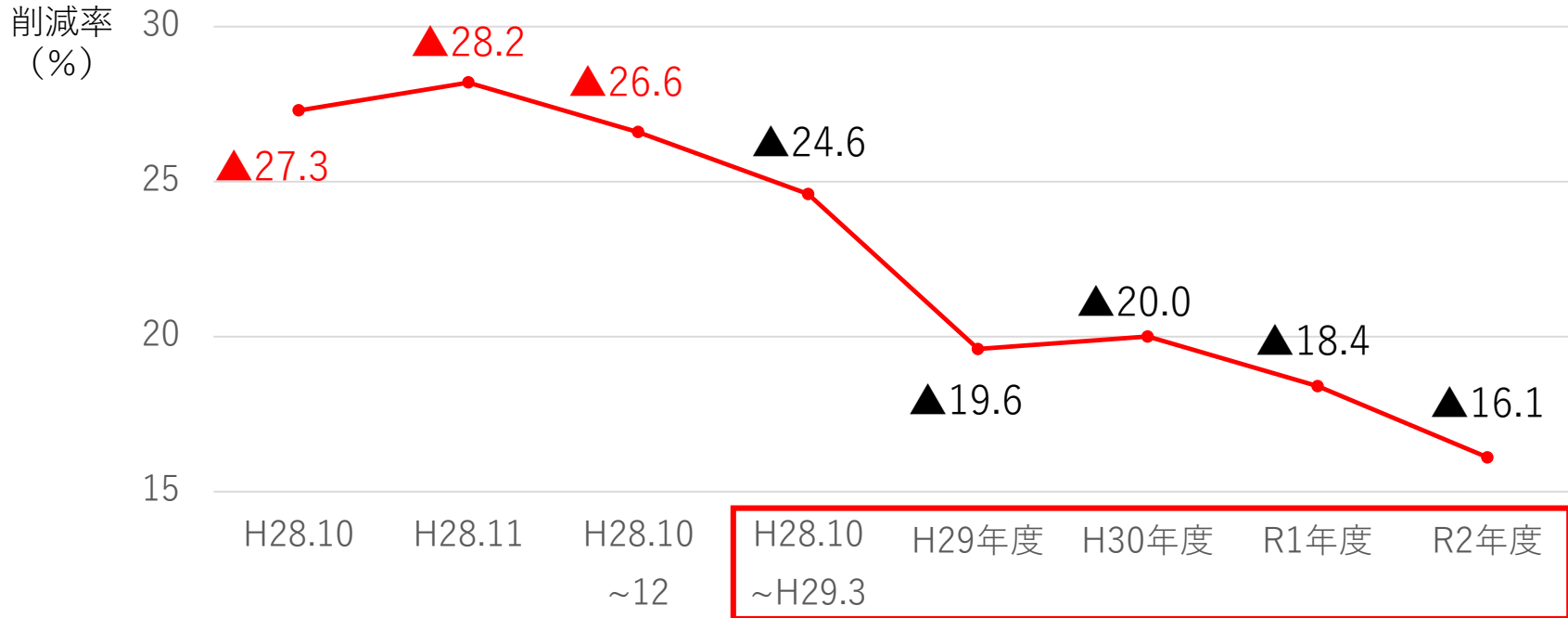
		ごみ減量化 (平成20年度対比)	リサイクル率向上
実績	令和元年度	▲18.4%	22.6%
	令和2年度	▲16.1%	23.1%
中間目標 (平成29年7月)		▲25%	25%
目標 (令和2年度)		▲50%	30%

※民間施設含む

⇒ ごみ減量、リサイクル率のいずれも、中間目標の達成もならず

2 家庭系可燃ごみについて

家庭系可燃ごみ指定袋導入後の推移

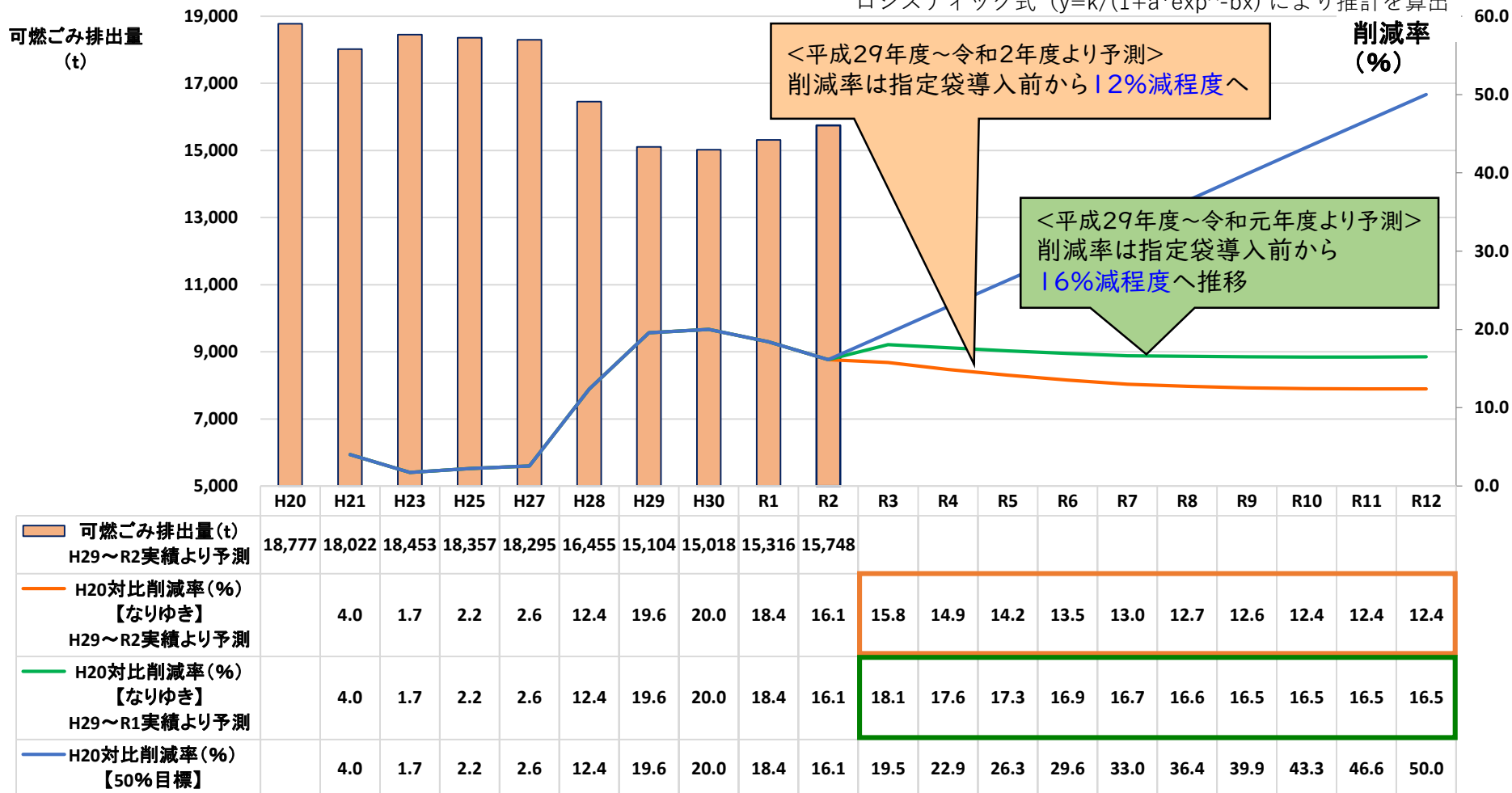


	H28.1 0 (日平均)	H28.1 1 (日平均)	H28. 10~12 (日平均)	H28. 10~3 (日平均)	H29 年度 (年間排出 量)	H30 年度 (年間排出 量)	R1 年度 (年間排出量)	R2 年度 (年間排出量)
H20可燃ごみ排出量 (t)	59.7	61.0	61.0	58.2	18,777	18,777	18,777	18,777
導入後の 可燃ごみ排出量(t)	43.4	43.8	44.8	43.9	15,104	15,018	15,316	15,748
H20対比削減率(%)	▲27.3	▲28.2	▲26.6	▲24.6	▲19.6	▲20.0	▲18.4	▲16.1

2 家庭系可燃ごみについて

家庭系可燃ごみの予測推移 (直近の推移、人口影響から推計)

ロジスティック式 ($y=k/(1+a*\exp^{-bx})$) により推計を算出

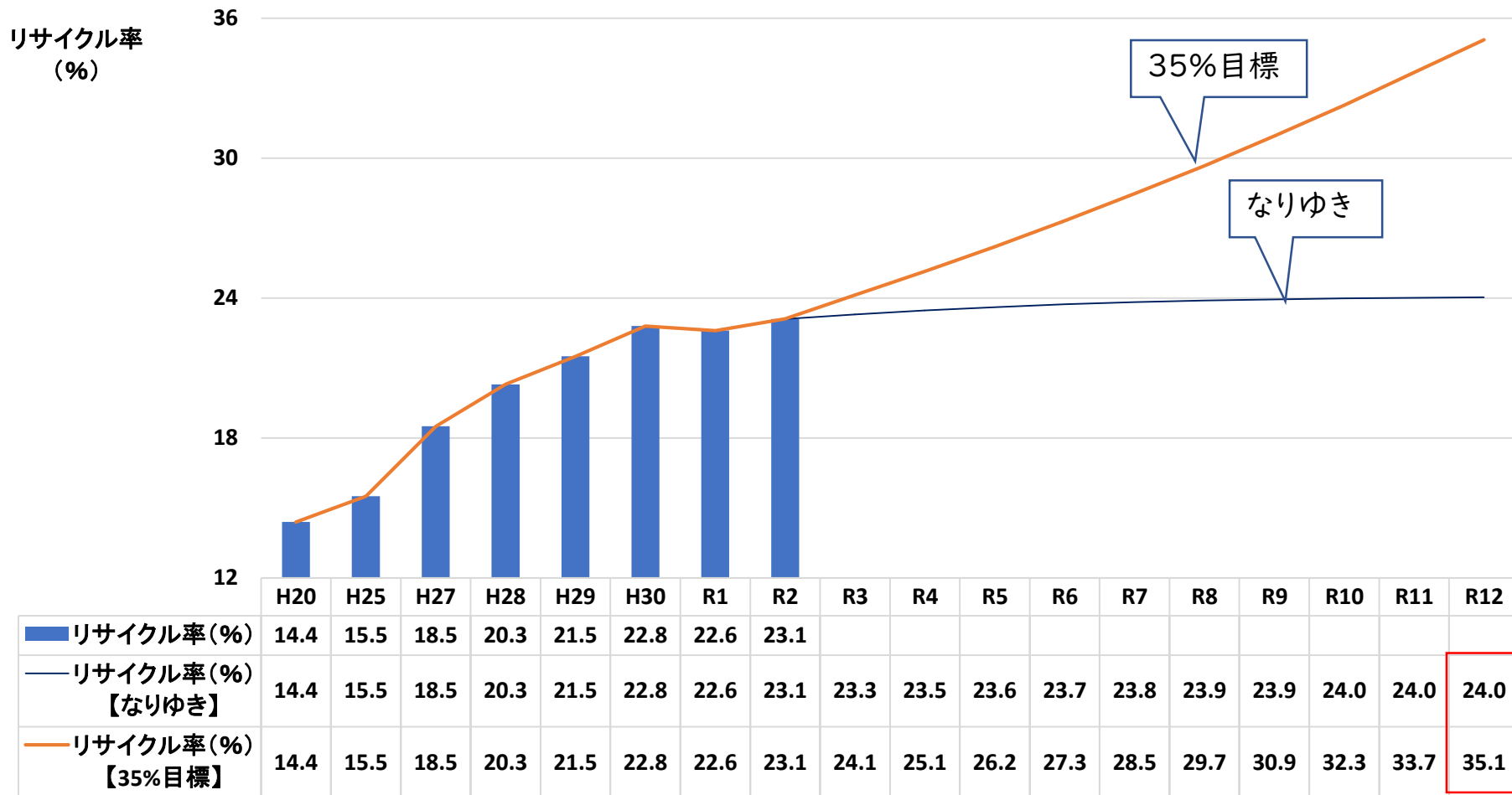


平成27年度～令和2年度では人口が約1000人(1%)減少

※家庭系可燃ごみは削減率が12～16%程度にリバウンド 目標変更必要

2 家庭系可燃ごみについて

リサイクル率の予測推移



※令和3年度からの推計値は、
平成27年度～令和2年度の実績から予測

令和12年度目標値：リサイクル率35%

※リサイクル率は、微増（思うような向上は見込めない）

2 家庭系可燃ごみについて

現行の指定袋制度

導入時より標準的な排出量分については無償配布

- ・平成27年度の家庭系可燃ごみ排出量実績より、平均1人あたり168kg／年
 - ・45L袋への平均的なごみ重量＝7.5kg
- ⇒ $168 \div 7.5 = 22.4$ 一人当たり年間22.4袋（45L）必要

年間4パック（45L袋で24枚）を1人あたりに無償配布

●指定袋配布・販売の実績（令和2年度）

サイズ	単位	販売価格	R2発注数（袋）	R2割合
L（45L）	1パック（6枚入）	125円	461,000	66.5%
LM（30L）	1パック（7枚入）	130円	129,120	18.6%
M（20L）	1パック（9枚入）	135円	74,280	10.7%
S（12L）	1パック（15枚入）	150円	29,384	4.2%
			693,884	100%

無償配布（袋）		販売数（袋）		合計（袋）	
401,039	58%	292,845	42%	693,884	100%

2 家庭系可燃ごみについて

家庭系可燃ごみ処理経費（令和2年度決算より試算）

$$\begin{array}{rcll} \text{家庭系可燃ごみ処理経費} & & \text{家庭系可燃ごみ量} & \\ 558,366 \text{ 千円} & \div & 15,748 \text{ t} & = 35.5 \text{ 円/kg} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcll} \text{家庭系可燃ごみ処理経費} & & \text{45L袋 (7.5kg)} & \\ 35.5 \text{ 円/kg} & \times & 7.5 \text{ kg} & = 266 \text{ 円/袋} \end{array}$$



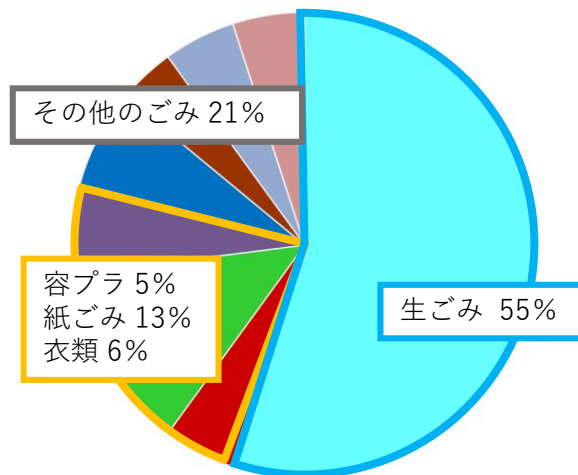
45L袋 (7.5kg) あたり **266円/袋**

参考) 現行販売価格 45L袋 20.8円/袋

2 家庭系可燃ごみについて

ごみ組成調査結果（過去実施比較）

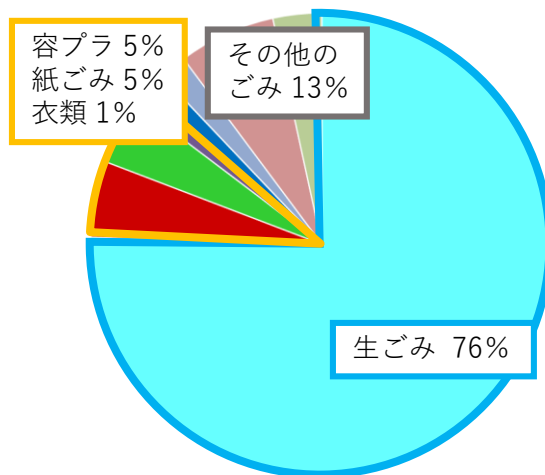
平成23年度～平成27年度
(5年間平均)



月平均収集量 1,518,618kg

分別可能なプラスチック製容器包装、紙ごみ、衣類が1/4程度混在

令和元年度

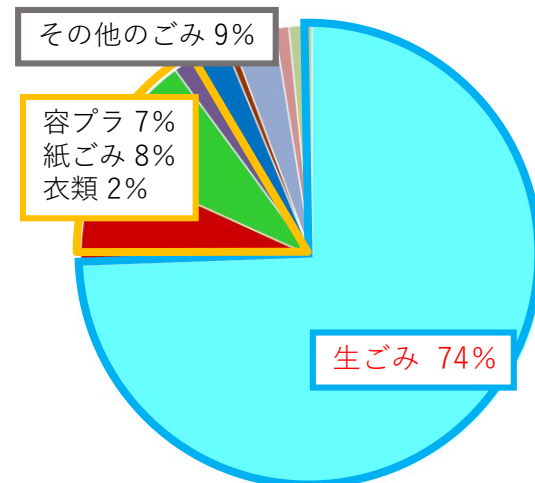


月平均収集量 1,268,098kg

①指定袋の導入
②市民のごみ出しマナーアップ
③説明会の実施、手引書・DVD作成、ごみ分別アプリ
の成果として紙ごみ、衣類が減少

生ごみ水分率=80%

令和3年度



月平均収集量 1,327,936kg
(4～11月の実績より)

プラスチック製容器包装、紙ごみ、衣類の割合が漸増
=全体の量もリバウンド傾向

容プラ	5%
紙ごみ	13%
衣類	6%

削減

5%
5%
1%

増加

7%
8%
2%

2 家庭系可燃ごみについて

指定袋無償配布制度の問題点

- 無償配布にかかるコスト（印刷費・郵送費・取扱店委託料）

年間約4,000万円の経費

- 市販のごみ袋との価格

指定袋と同様の品質・厚みの市販袋と価格的には大きく変わらない
（45Lの場合：指定袋＝20.8円/枚 市販品＝13～22円/枚）

- 指定袋価格の他市との比較

小松市は他市と比べても、県内で最も市民の負担が小さい

- 配布に際しての不平等

- ・住民票に基づくため、居住の実態と必ずしも一致しない
- ・世帯人数が多いほど袋があまりやすい仕組み（⇔少人数世帯ほど袋が不足する仕組み）
- ・サイズが小さい指定袋ほど、1パックあたりの容量が小さい

サイズ	L (45L)	LM(30L)	M (20L)	S (12L)
1パックあたり枚数	6枚入	7枚入	9枚入	15枚入
1パックあたり容量	270 L	210 L	180 L	180 L

2 家庭系可燃ごみについて

県内他市町との指定袋価格の比較(1Lあたり、45Lサイズの指定袋で比較)

*45Lサイズの無い市町は最大サイズで算出

1Lあたり単価	市町
1円以上 ※45L袋あたり45円以上	七尾市(2円)、珠洲市(1.33円)、加賀市(1.11円)、羽咋市(1.11円)、中能登町(1.11円)、金沢市(1円)、かほく市(1円)、津幡町(1円)、内灘町(1円)
1円未満	宝達志水町(0.89円)、輪島市(0.67円)、志賀町(0.67円)、穴水町(0.67円)、能美市(0.63円)、能登町(0.57円)、 小松市<販売価格(=現行の20.8円/枚)より・0.46円>
	白山市・野々市市・川北町(0.38円)※1 小松市<無償配布分を加味・0.19円>※2

※1 白山市・野々市市・川北町は指定袋制を導入していないため、市販のごみ袋の平均的な価格(17円/枚)をもとに算出

※2 小松市の無償配布分を加味した単価は、販売価格より算出した単価に、指定袋を有料で販売した分の割合(42%)をかけて算出

2 家庭系可燃ごみについて

指定袋制度の見直しについて

● 公共料金の基本的な考え方

- ・ サービス等を受けたものが、自分の使用した量に応じて、その分の料金を支払う(=受益者負担の原則)
- ・ 水道、電気、ガス等は自分が使用した分だけ負担
⇒ごみも同様の考え方が望ましい(公平性)

● レジ袋の有料化(令和2年7月より) 「容器包装リサイクル法」関係省令改正

● 2050カーボンニュートラルが目標(地球温暖化対策)

- ・ 小松市 8月に「ゼロカーボンシティ宣言」
- ・ SDGsの推進、脱炭素社会・循環型社会の推進・形成

● 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行 プラスチック製品に対して発生抑制のため有料化が更に進む (令和4年4月)

- ・ プラスチック製容器包装・ペットボトル以外のプラスチック製品への対応

【特定12品目】 フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、くし、カミソリ、シャワー用キャップ、歯ブラシ、ハンガー、衣類用カバー

2 家庭系可燃ごみについて

指定袋制度の改正について【案】

●指定袋無償配布制度の廃止

指定袋の無償配布にかかっていた経費を、より効果的な施策や支援制度へと振り分け

【令和4年6月までに決定】

●1パックあたりの枚数も、要望の多い10枚（Sサイズは15枚）に

●指定袋のデザイン・名称の一新

指定袋の販売価格は①現在の価格を維持

②金沢市等と同程度（1Lあたり1円） より今後検討

<販売価格・枚数案>

サイズ	容量	枚数 (1パックあたり)	価格案① <単価据置き>	価格案② <1円/L程度>
Lサイズ	45L	10枚	210円 (21円/枚)	450円
LMサイズ	30L	10枚	180円 (18円/枚)	300円
Mサイズ	20L	10枚	150円 (15円/枚)	200円
Sサイズ	12L	15枚	150円 (10円/枚)	180円

2 家庭系可燃ごみについて

家庭系・事業系可燃ごみ削減・リサイクル率目標

《家庭系可燃ごみ削減率(平成20年度対比)》

令和元年度
実績

18.4%

令和2年度
実績

16.1%

中間目標年
(令和7年度)

30%

目標年
(令和12年度)

33%

《リサイクル率目標(リサイクル率=資源化量/総ごみ排出量)》

令和元年度
実績

22.6%
(8,028t/35,548t)

令和2年度
実績

23.1%
(8,144t/35,184t)

中間目標年
(令和7年度)

25%

目標年
(令和12年度)

30%

⇒令和7年度(中間目標)で効果を検証

2 家庭系可燃ごみについて

・ 令和3年度可燃ごみ組成調査の割合と令和2年度可燃ごみ収集量より試算（人口推移を加味）

		中間目標年（令和7年度）			目標年（令和12年度）		
		目標	削減率 （平成20年度対比）		目標	削減率 （平成20年度対比）	
①	プラスチック製容器包装（7.3%混入）	30%減	21.0%		50%減	25.4%	
	紙ごみ（8.1%混入）	30%減			50%減		
	衣類（1.6%混入）	30%減			50%減		
②	生ごみ量（使いキリ・食べキリ）	5%減	19.8%	31.1%	5%減	21.5%	32.5%
	生ごみ水分率（水キリ）	80⇒75%	28.6%		80⇒75%	30.1%	
①＋②を実施		35.3%			39.4%		

令和2年度家庭系可燃ごみ量

15,748 t

30%減=約2500t削減

35.3%減=約3600t削減
（令和2年度対比）

33%減=約3000t削減

39.4%減=約4400t削減
（令和2年度対比）

●令和7年度のリサイクル率

容プラ・紙ごみ・衣類:30%減

生ごみ量:5%減

生ごみ水分量:75%

+ 事業系30%削減 = 27.0%

●令和12年度のリサイクル率

容プラ・紙ごみ・衣類:50%減

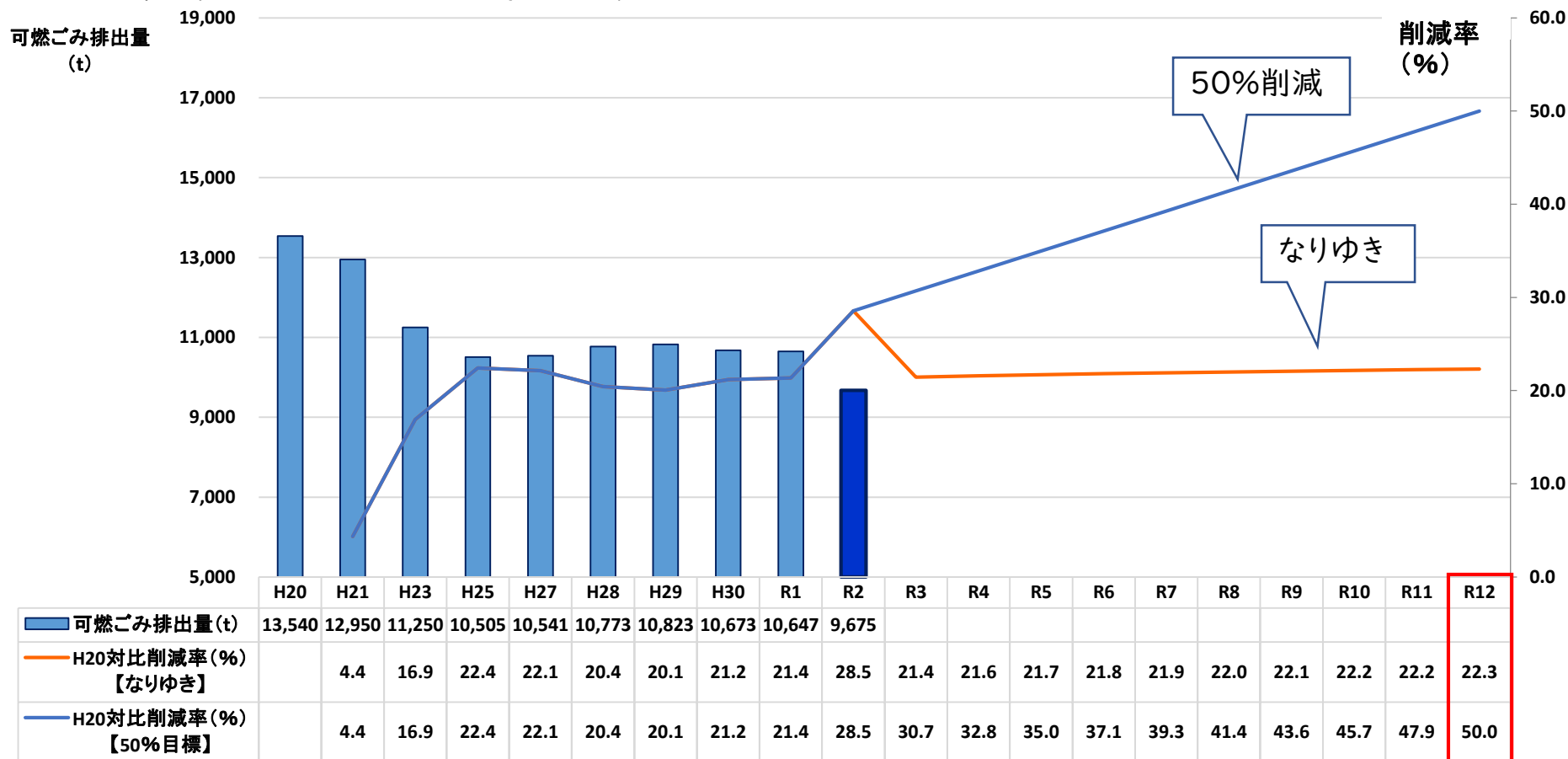
生ごみ量:5%

生ごみ水分量:75%

+ 事業系33%削減 = 30.2%

3 事業系可燃ごみについて

事業系可燃ごみの予測推移



※令和3年度からの推計値は、平成27年度～令和元年度の実績から予測

令和12年度目標値：平成20年度対比 50%削減 目標変更必要

※削減率は下げ止まり、22%程度で推移

3 事業系可燃ごみについて

県内市町の事業系一般廃棄物持込手数料

(令和3年11月現在)

	市町	施設名	搬入できるごみ	1kgあたり単価
加賀	金沢市	東部環境エネルギーセンター	可燃	11円
		戸室新保埋立場	埋立、粗大、多量ごみ	11～12円
	小松市	エコロジーパークこまつ	可燃、不燃、資源、粗大	10.2円
	白山市/野々市市/川北町	松任石川環境クリーンセンター	粗大、不燃、可燃	10円
	加賀市	加賀市環境美化センター	可燃、不燃、資源、粗大	10円
	能美市	能美市美化センター	粗大、埋立	台数制
能登	輪島市/穴水町	輪島・穴水地域RDFセンター	可燃	21円
		輪島クリーンセンター	可燃、資源、金属、埋立、プラ、衣類	1.5～7円
	七尾市/中能登町	ななかりサイクルセンター	可燃、家具類、有害ごみ	20円
	羽咋市/志賀町/宝達志水町	羽咋郡市広域圏事務組合リサイクルセンター	可燃、不燃、資源、粗大	20円
	珠洲市/能登町	奥能登クリーンセンター	可燃	20円
			粗大、資源、有害	5円
	かほく市/津幡町/内灘町	河北郡市リサイクルセンター	可燃、不燃、資源、粗大	10円
		河北郡市クリーンセンター	繊維関係	20円

3 事業系可燃ごみについて

事業系ごみ処理経費（令和2年度決算より試算）

$$\begin{array}{rcl}
 \text{事業系ごみ処理経費} & & \text{事業系ごみ量} \\
 300,799 \text{ 千円} & \div & 11,083 \text{ t} \\
 & & = 27.1 \text{ 円/kg} \\
 & & \text{(現行手数料 10.2円/kg)}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl}
 \text{事業系ごみ処理経費} & & \text{45L袋 (7.5kg)} \\
 27.1 \text{ 円/kg} & \times & 7.5 \text{ kg} \\
 & & = 203 \text{ 円/袋}
 \end{array}$$



45L袋 (7.5kg) あたり **203円/袋**

参考) 現行手数料 45L袋 76.5円/袋

3 事業系可燃ごみについて

小松市事業系ごみ持込手数料の改正

現行

10kgあたり 102円

単価 10.2円/kg



改定案

10kgあたり 120円

単価 12円/kg

(参考)

事業系処理経費

27.1円/kg (203円 / 45L袋)

許可業者収集料金(令和3年調査平均)

180円 / 45L袋

令和7年度を中間年として見きわめ

中間目標に達しない場合は15円/kgへの改定検討

3 事業系可燃ごみについて

事業系可燃ごみ削減に向けた施策（案）

● 大規模排出事業者への対策

大規模建築物事業所（83事業所）に対する廃棄物減量計画書の提出の徹底

● 事業所のICT化の推進

事業所のICT化・ペーパーレス化への啓発を行い、紙ごみの排出量を抑制

● 事業系搬入手数料の改定

エコロジーパークへの搬入手数料の引き上げを行い、排出量の抑制を図る

● 食品ロス削減対策の実施

・食べキリ運動協力店の拡大（141店舗⇒200店舗に）

・飲食店、宿泊施設…3010運動、ドギーバッグ、大盛や小盛サイズの設定など

食べきりの工夫

・スーパー・小売店…フードバンク・フードドライブ、小容量販売、ばら売り、

季節商品の予約販売、見切り品コーナー、消費者への啓発等

3 事業系可燃ごみについて

事業系・家庭系可燃ごみ削減・リサイクル率目標

《事業系可燃ごみ削減率(平成20年度対比)》

令和元年度
実績

21.4%

令和2年度
実績

28.5%

中間目標年
(令和7年度)

30%

目標年
(令和12年度)

33%

《リサイクル率目標(リサイクル率=資源化量/総ごみ排出量)》

令和元年度
実績

22.6%
(8,028t/35,548t)

令和2年度
実績

23.1%
(8,144t/35,184t)

中間目標年
(令和7年度)

25%

目標年
(令和12年度)

30%

⇒令和7年度(中間目標)で効果を検証

4 エコロジーパークこまつの持ち込みについて

27

平成30年7月

車両制⇒従量制に変更 ⇒ 経済的にも少量での持込がしやすい環境に。



少量での家庭系の持込が増加

- ・「手軽に捨てられる」環境により3R(資源循環)のブレーキに
- ・頻繁に少量を持ち込むことで車からのCO2排出量増加

※近年は新型コロナウイルスの影響により更に持込み増加

持込台数の増加によりエコロジーパークが混雑

委託業者・許可業者の収集業務の支障に

少量の家庭系の持込みを規制するために、手数料の改正が必要

4 エコロジープークこまつの持ち込みについて

近隣市町の搬入制度及び手数料

市町	搬入制度	料金
加賀市	●最低料金の導入 50kgまで500円	50kg以下500円 50kgを超え10kgごとに100円加算
能美市	●搬入券制 各サービスセンター、本庁舎、寺井地区公民館、根上くるくる工房で発行の「搬入券」が持込時に必要	家庭系：無料 事業系：1台500円
白山市 〔野々市町〕 〔川北市〕	●予約制 搬入希望日の前日までに予約要 ●搬入時間の制限 搬入時間を10:00～11:45、13:00～14:45のみに制限	20kgまで200円、以後10kgごとに100円ずつ加算
金沢市	●予約制 搬入希望日の前日までに予約要	20kgまで220円 20kgを超えて10kgごとに110円加算 事業系は20kgごとに220円加算
小松市	●予約制・搬入券制なし ●8:30～16:30内で持込	10kgごとに102円

4 エコロジーパークこまつの持ち込みについて

料金体系の改正について

家庭系：基本料金 **500円**／50kgまで 以降10kgごとに102円追加

事業系：基本料金 **600円**／50kgまで 以降10kgごとに120円追加

搬入量	現行制度	改正案	
		家庭系	事業系
10kg	102円	500円	600円
20kg	204円		
30kg	306円		
40kg	408円		
50kg	510円		
60kg	612円	612円	720円
70kg	714円	714円	840円
80kg	816円	816円	960円
90kg	918円	918円	1080円
100kg	1020円	1020円	1200円

⇒改善されない場合、**100kgまでの基本料金改定も検討**（令和7年度実績にて見きわめ）

※他市のような搬入券制度・予約制・搬入時間の制限はエコロジーパークの搬入の継続性の観点から難しい。

4 エコロジープークこまつの持ち込みについて

↓ エコロジープークこまつの混雑の状況



年末年始（令和元年末）



ゴールデンウィーク（令和2年）



↑ ごみ20kgのイメージ
（紙ごみと空き缶）

5 今後の専門部会での検討事項

専門部会の決定で公表

- ・指定袋の名称、デザイン、枚数
- ・やさしい福祉施策の拡充
- ・生ごみ処理機への補助拡充

専門部会協議後、環境審議会で決定し公表

- ＜家庭系への対策＞
 - ・指定袋の価格（1L当たりの単価）
 - ・3R、3バック、3キリ啓発
 - ・ごみ集積場への支援制度（支援対象・補助率）の拡充
 - ・食品ロス対策
 - ・出しやすい環境づくり
- ＜事業系への対策＞
 - ・大規模排出事業者への指導強化
 - ・事業所のICT化推進
 - ・食品ロス協力店の拡大
- ・ごみ処理基本計画、環境プランの改正

中間答申の概要について

家庭系可燃ごみ

平成28年10月

ごみダイエット袋制度導入

【中間目標】平成29年7月＝**25%削減**

令和元・2年度においても、中間目標の25%も達成できず。
可燃ごみ量はリバウンド傾向

事業系可燃ごみ

平成28年7月

手数料改正 8円⇒10円/kg

【目標】令和2年度＝**50%削減**
※いずれも平成20年度対比

目標(50%削減)達成ならず
令和元年度実績ではほぼ横ばい
で推移(令和2年度はコロナ禍影響)

ごみ減量化に転じるための対策が必要

エコロジーパークこまつ

平成30年7月 手数料を従量制に

→ 家庭からの少量での持ち込みが増加



渋滞が発生

収集業者の業務に影響

達成目標

	R1年度 実績	R2年度 実績	中間目標年 (令和7年度)	目標年 (令和12年度)
家庭系可燃ごみ減量化率 (平成20年度対比)	18.4%	16.1%	30%	33%
事業系可燃ごみ減量化率 (平成20年度対比)	21.4%	28.5%	30%	33%
リサイクル率	22.6%	23.1%	25%	30%

R7年度の実績より効果を検証。改善状況により制度検討(R8年度上半期)

令和5年4月

新ごみ制度スタート

各種団体・町内説明会の開催

改正内容・ごみの減量方法を市民へ丁寧に説明

家庭系可燃ごみ

指定袋制度の是正 (無償配布の廃止)

- ・町内会の負担軽減のための支援内容の拡充・増額
- ・資源の最大化のための出しやすい環境づくり
- ・可燃ごみ減量化・資源ごみの拡大のための施策

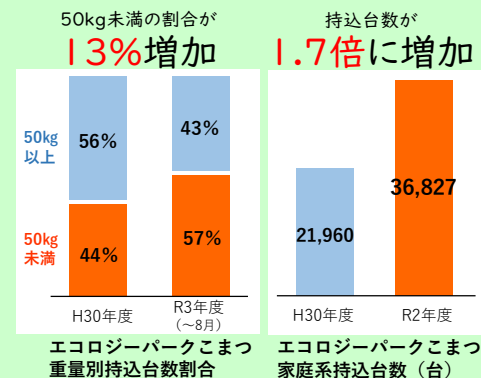
事業系可燃ごみ

手数料の改定 10.2円/kg⇒12円/kg

- ・大規模建築物事業所へ減量化指導強化
- ・事業所のペーパーレス化とICT化の啓発
- ・事業所の食品ロス対策の要請

エコロジーパークこまつ

最低価格の導入 家庭系は50kgまで500円 (事業系は50kgまで600円)



R1年7月 「SDGs未来都市」選定

R3年8月 小松市ゼロカーボンシティ宣言

2050年までのCO2排出実質ゼロを表明

R3年9月 気候非常事態宣言

【本市の方針】

受け継がれてきたふるさと小松の自然と文化を、100年後の未来の子どもたちへと引き継ぐ

市民・事業者・議会・市

脱炭素・循環型社会の形成に向け、協働して地球と地域のために取り組む

第3次こまつ環境プランについて



KPI(重要業績評価指標)達成状況

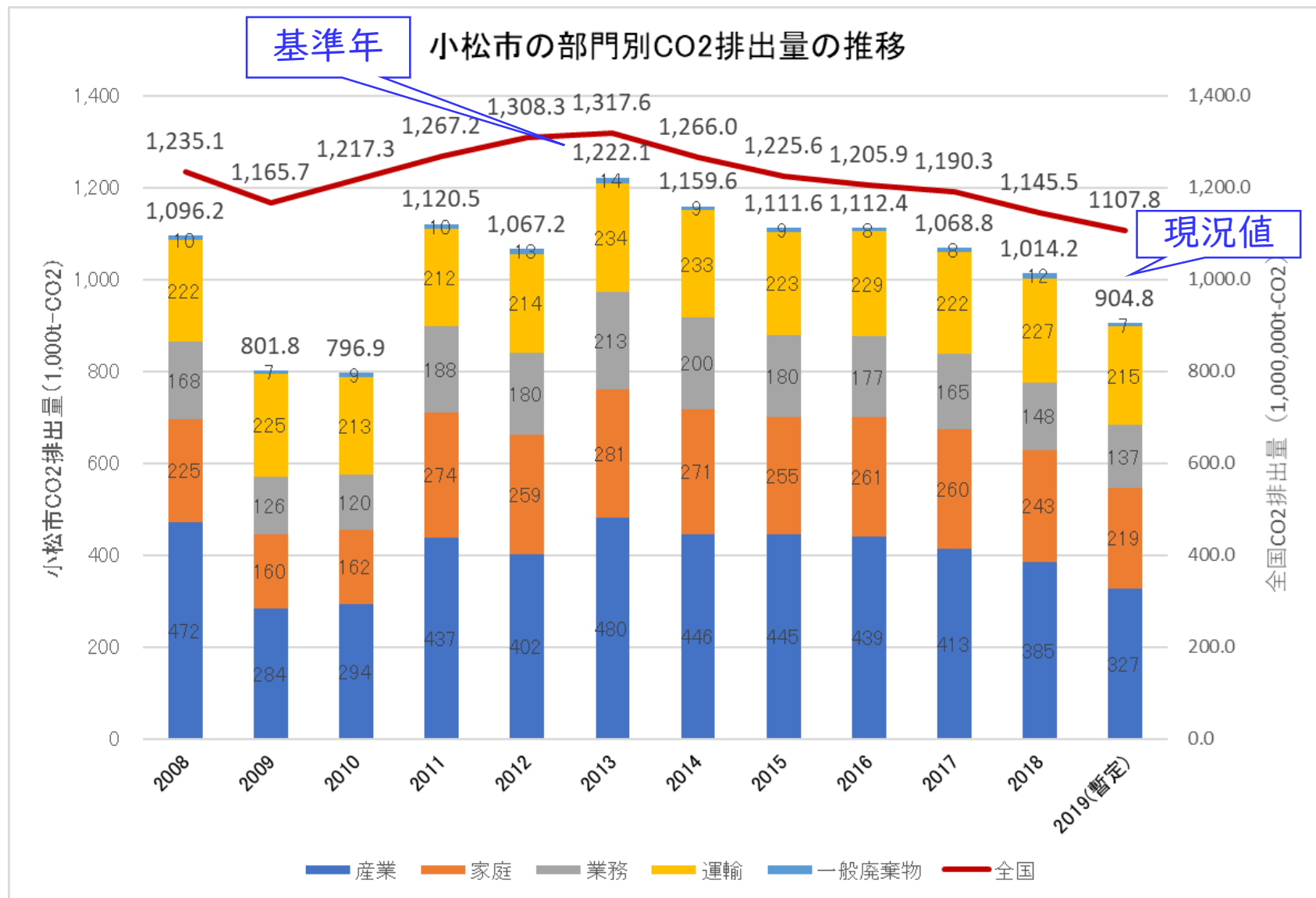
テーマ1 みんなでアクション

項 目	基準年 R元	現況値 R2	目標値 R12	達成 状況	目標達成に向けての取組
SDGs宣言	—	32 団体	500 団体	△	・パネル展示、HP・広報掲載 ・ 市職員研修開催 （事業所・市民団体等へのSDGsの普及啓発・宣言の助言・指導ができる職員の養成）（R3）
わがまち美化ピカ隊数	273隊	274隊	300隊	△	美化ピカ隊の登録対象となる 市管理の公共施設を見直し、安宅海岸 （漁港区域：梯川河口から500m） を追加 、清掃ボランティア活動の拡大（R3）
SDGs出前講座件数（累計）	—	1件	200件	△	・HP・広報掲載 ・市職員研修開催（再掲）
環境王国こまつ 交流人口	64 万人	43.6 万人	75 万人	×	コロナ禍により人流が減少 里山地域の交流人口増加に向けイベント等を実施（exこまつ食大祭：地元農産物の理解など）

◎目標を達成 ○順調に進捗 △順調に進捗していない ×現況値が基準年より悪化

テーマ2 地球環境への思いやり

項 目	基準年 R元	現況値 R2	目標値 R12	達成 状況	目標達成に向けての取組
CO2排出量 (H25年度比)	▲17% (H30)	▲26% (R1暫定)	▲35%	○	・2050年ゼロカーボンシティ宣言(R3) ・小松市気候非常事態宣言(R3)
エネルギー自給率	7.5%	7.9%	12%	○	再生可能エネルギー設備設置補助金 【新規】(R3) ・住宅用太陽光発電システム・蓄電池システム一体導入 ・住宅用蓄電池システム
低公害車(電動車×EV)保有率	12.0%	12.8%	40%	○	・2050年ゼロカーボンシティ宣言(再掲) ・電動車の公用車への導入
バイオマス設備の 設置補助	64件	79件	140件	○	補助率・限度額の拡充(R3) ・補助率:50万円以上 1/10 → 1/5 ・限度額:50万円未満 5万円 → 10万円
木質バイオマスチップ出荷量	5,643t	5,130t	8,000t	×	里山の保全、エネルギー地産地消の推進
人口あたり上下水道 使用量 (H20年度比)	▲3.9%	0.3%	▲8%	×	・安全、安心、低廉な飲料水、生活水の供給 基盤強化 ・節水の周知



テーマ3 健康で豊かな自然との共生

項 目	基準年 R元	現況値 R 2	目標値 R 1 2	達成 状況	目標達成に向けての取組
木場潟Visitor 120万人	78.7 万人	74.9 万人	120 万人	×	・東園地整備着手（里山再生の拠点） →2023春までに部分開園（4ha） R3.10起工式 ・オリンピック・パラリンピックの カヌー事前合宿地 ・流し舟運航（R2～）
木場潟COD （75%値）	7.7 mg/ l	7.3 mg/ l	5.0±1 mg/l	○	金沢大学と連携し、データ収集・分析 下水道流域接続率 82.1%（R2）→ 下水道接続の普及促進 市民共創（水辺クリーンデー、水生動植物 復活、美化活動、ヨシ刈りなど）
生態系回復数 累計	3種	5種	15種	○	健康な里山の創造による希少生物の保護、 野生動物との共生への対応を推進 ・コハクチョウ・マガン
五感指標水辺調査	好感度 52.5% （R2）	好感度 52.6% （R3）	好感度 80%	△	アンケート調査による好感度 （2020実施）
酒米作付面積	11ha	13ha	25ha	○	生産者と杜氏の情報共有・連携を図っていく

1. 調査目的・内容

市民の木場潟への満足度の把握するため、五感調査を実施するもの。

2. 調査対象・対象数

- ①木場潟周辺8町（今江町、矢崎町、符津町、島町、木場町、木場台、三谷町、蓮代寺町）
各町54人ずつ 計432人 うち重複者5名のため → 427人
(20歳以上、男女比1:1)
 - ②木場潟環境整備促進期成同盟会会員 194人
 - ③木場潟周辺小学校7校（苗代、今江、符津、木場、蓮代寺、栗津、矢田野）
児童4～5年生 598人
 - ④木場潟関係環境団体メンバー 62人
(木場潟再生プロジェクト、(公財)木場潟公園協会)
 - ⑤木場潟公園来場者 中央、北、西、南園地各50人ずつ 計200人
- 合計1,481人 (R2:1,326人)

3. 調査期間

令和3年10月28日～12月14日

4. 回収数

N=1,094 (一般N=560、小学生N=534) 回収率73.9%

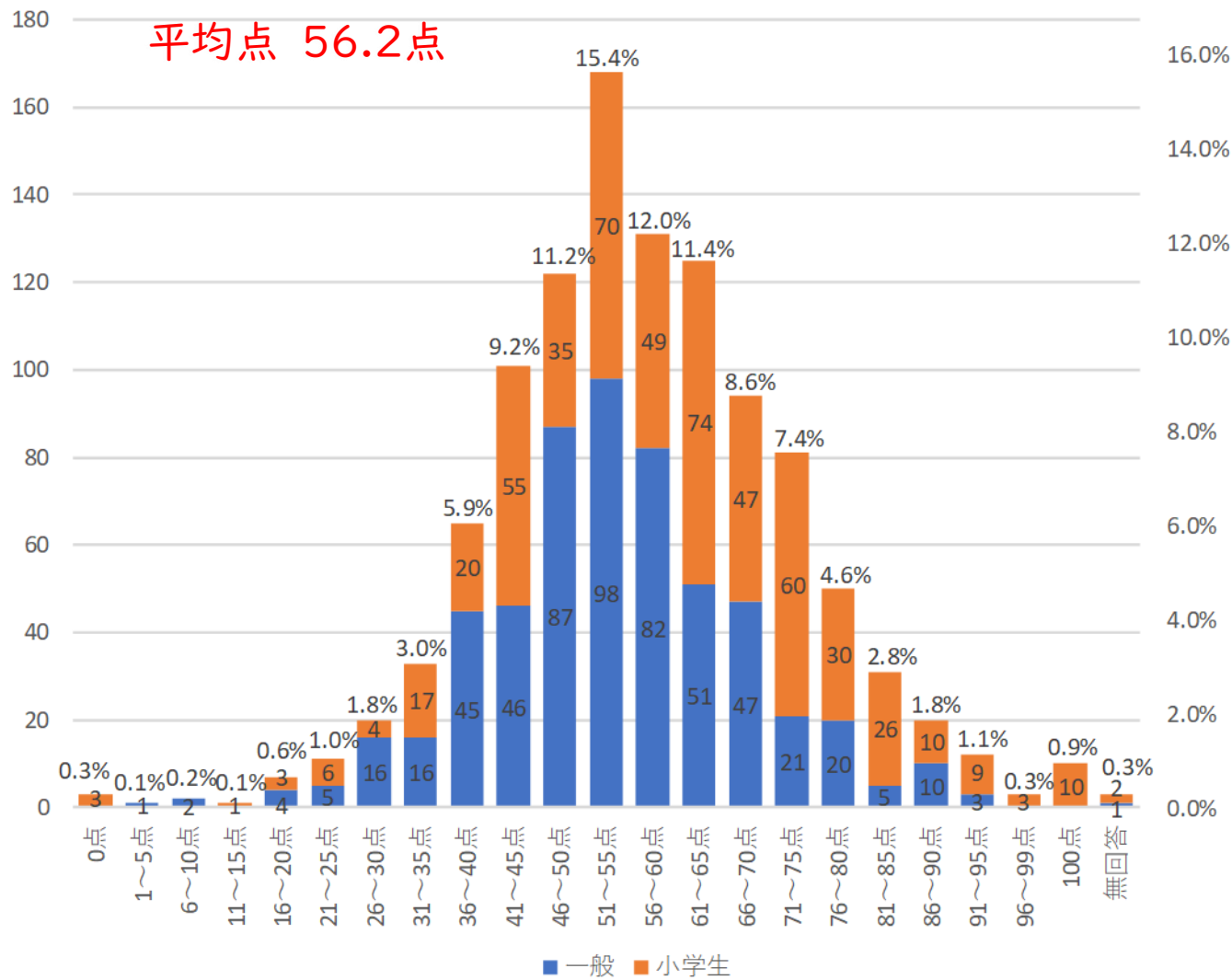
木場潟五感指標アンケート

○内容

五感	かんさつこうもく 観察項目	せんたくし 選択肢	はんだんたいしょう 判断対象の例	点数
見る 	湖の水の 澄み具合	す澄んでいる (20 点)	水の透明感、色など とうめいかん	点
		少しす澄んでいる (13 点)		
		少しにご濁っている (7 点)		
		にご濁っている (0 点)		
	ごみ	まったくない (20 点)	水面や岸に見当たる ごみなど すいめん きし	点
		ほとんどない (13 点)		
		少しある (7 点)		
		たくさんある (0 点)		
	けいかん 景観 (景色)	とても美しい・心がなごむ (10 点)	周囲の山並みや湖面 に写る白山など しゅうい な こめ ん	点
		美しい (7 点)		
		少し寂しい感じがする (3 点)		
		さっぷうけい さみ 殺風景(寂しい感じがする)・見とお みとお 見通しが悪い (0 点)		
聞く 	音	こちよく感じる音・静かで落ち着く (10 点)	鳥のさえずり、虫の鳴 き声、水の音、公園 りようしや 利用者の声など	点
		特に気にならない音 (7 点)		
		少しうるさい (3 点)		
		とてもうるさい・気分が悪く感じる音 (0 点)		
か 嗅ぐ 	にお 臭い	こちよい香りがする (20 点)	水のおい、木や草の 香りなど かお	点
		特に気にならない臭い・臭いはない (13 点)		
		少しくさく感じる (7 点)		
		くさく感じる (0 点)		
味わう 	ぎょかいりい 魚介類	ぜ ひ 是非食べてみたい (10 点)	木場潟でとれた魚、 貝、エビなどを食べて みたいかどうか	点
		どちらかというと食べてみたい (7 点)		
		どちらかというと食べたくない (3 点)		
		食べてみたいと思わない (0 点)		
ふ 触れる 	湖の水の かんしよく 感触	さわ 触ってみたい (10 点)	手や足を湖の水につ けてみたいかどうか	点
		ふ 触れても気にならない (7 点)		
		さわ 触ることに少し抵抗がある (3 点)		
		さわ 触りたくない (0 点)		

木場潟五感指標アンケート

○結果



テーマ3 循環型社会の形成

項 目	基準年 R元	現況値 R 2	目標値 R 1 2	達成 状 況	目標達成に向けての取組
ごみダイエツト (H20比) (家庭系+事業系)	▲19.9%	▲21.3%	▲50%	△	・ごみダイエツト袋導入 (H28. 10) ・ごみ減量化及びリサイクル率向上に向けた制度改正について諮問 (R3.9) - 環境審議会にて審議 ・国府校下地域協議会 (国府校下女性協議会) とフードドライブ活動 (R3) ・ごみ減量化に関する啓発
一般廃棄物リサイクル率	22.6%	23. 1 %	35%	△	・リサイクルステーション等の活用啓発 ・資源化に関する啓発 ・ごみ減量化及びリサイクル率向上に向けた制度改正について諮問 (R3.9) (再掲)
可燃ごみプラスチック混入率	9.6%	10.8%	5%	×	・プラスチック資源循環法に基づく制度の研究 (現在具体化されていない)
コンポスト等の補助累計	1,930 件	1,972 件	2,500 件	○	補助率・限度額の拡充 (R3) ・補助率: 1/2 → 2/3 ・限度額: 5千円 → 7千円
わがまち美化ピカ隊数	273隊	274隊	300隊	△	再掲

テーマ5 美しく快適な生活環境

項 目	基準年 R元	現況値 R 2	目標値 R 1 2	達成 状況	目標達成に向けての取組
フローラルパートナー	1,475 個人・団体	1,499 個人・団体	3,000 個人・団体	△	HPによる周知・花の講習会の実施
環境王国こまつ 交流人口	64 万人	43.6 万人	75 万人	×	再掲
里山・里地拠点施設 指定数	16施設	19施設	20施設	○	追加 ・TAKIGAHARACRAFT&STAY ・大杉江戸古民家「大杉谷川に佇む囲炉裏の宿」(下里家) ・大杉江戸古民家「心酌み交わすうるおいの宿」(前家家)
SDGs出前講座件 数(累計)	—	1件	200件	△	再掲
海浜エリア植林数	5,900 本	14,227 本	10,000 本	○	・松枯れしたものを伐採し、減災防災のため植林を実施(県)

騒音・振動・悪臭の規制地域の 変更について



騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法における規制 および 環境基本法における環境基準の概要

騒音規制法および振動規制法

- ・ 住民の生活環境を保全するために指定した地域での、**著しい騒音・振動を発生する施設を設置する施設（特定事業場）、著しい騒音・振動を発生する建設作業（特定建設作業）**を規制
- ・ 自動車による騒音により道路周辺の生活環境が損なわれる場合に、**道路管理者等にその防止措置を要請する限度（要請限度）**を制定

悪臭防止法

- ・ 騒音規制法、振動規制法と同様に指定した地域での、**すべての事業場から発生する悪臭**を規制

環境基本法

- ・ 生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで、**維持されることが望ましい基準（環境基準）**を制定



小松都市計画区域区分及び用途地域の変更に伴い、
「騒音・振動・悪臭の規制地域の変更」「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の変更」を行う。

区域の変更の考え方

●騒音・振動・悪臭規制地域の指定

【根拠】

- ・環境省の通知（昭和51年環境省告示第90号、平成10年環大企第257号、平成12年環大第102号、平成16年環管大発第040930002号）
- ・県の騒音・振動指定地域の基本方針（平成13年1月石川県環境審議会答申）

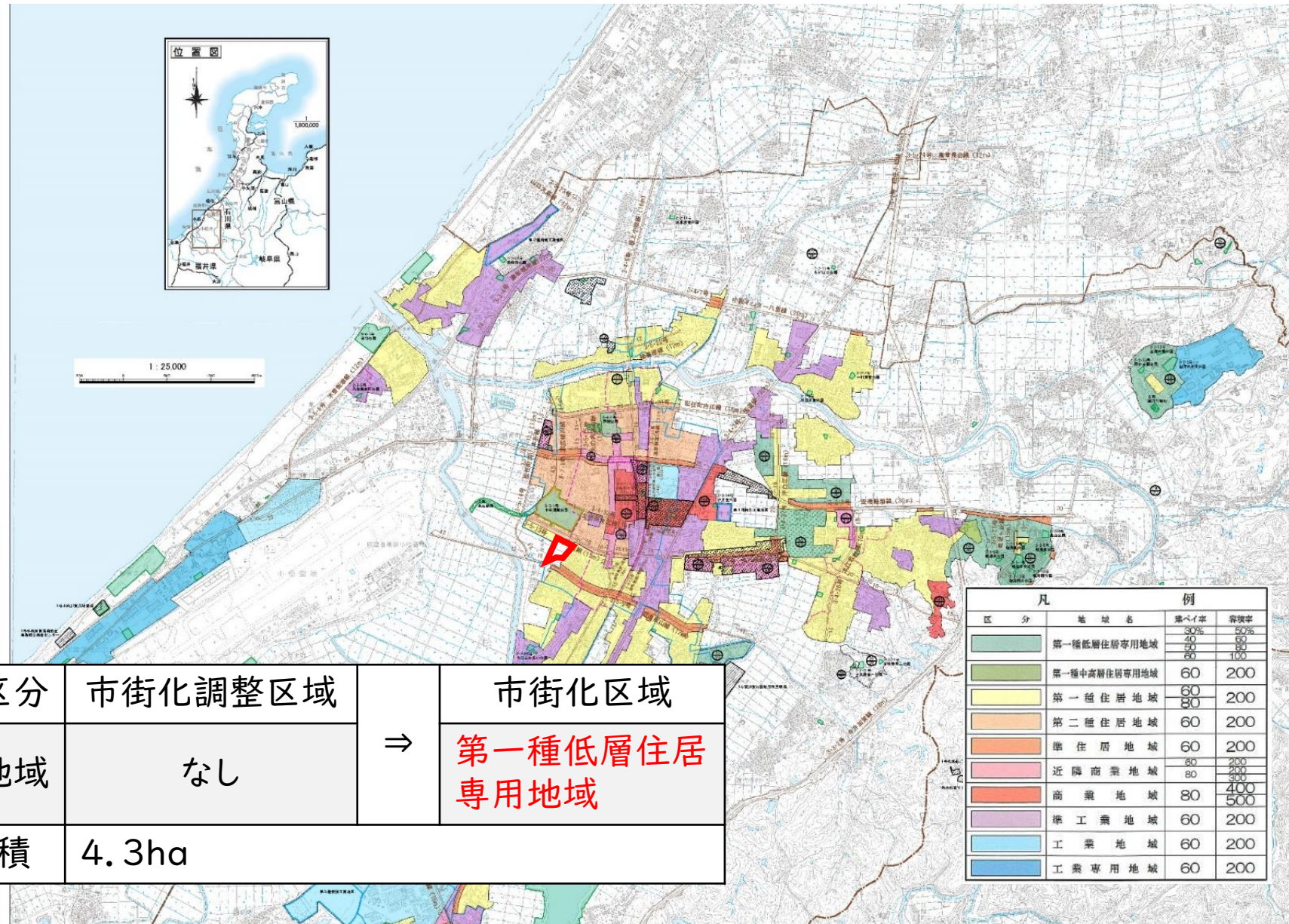
●環境基準の類型指定

【根拠】

- ・環境省の通知（平成13年環大企第3号）
- ・騒音に係る環境基準の地域類型当てはめの基本的方針（平成13年1月石川県環境審議会答申）

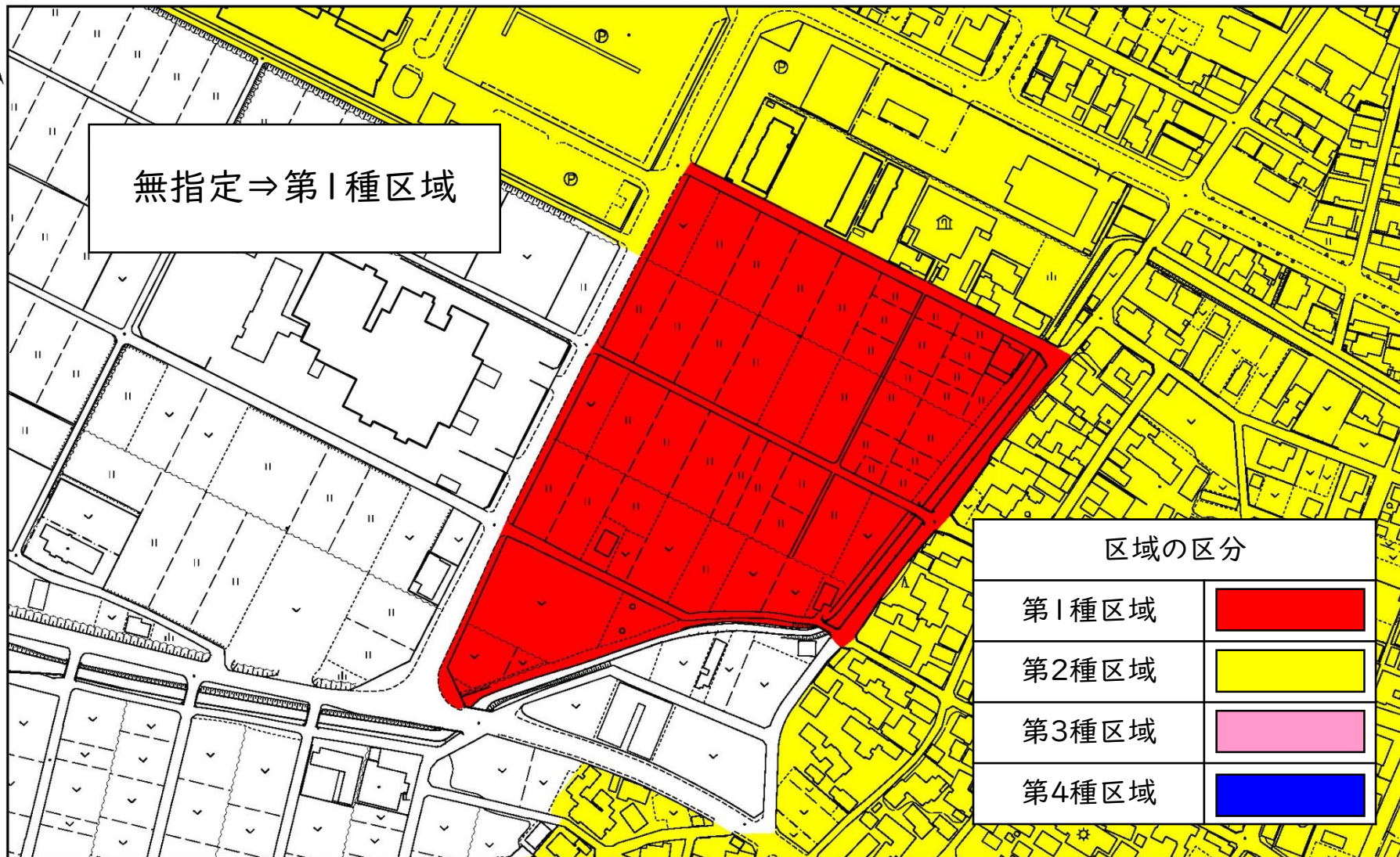
各指定は【根拠】に基づき都市計画法上の用途地域と関連したものとする。

小松都市計画用途地域の変更



区域区分	市街化調整区域	⇒	市街化区域
用途地域	なし		第一種低層住居 専用地域
面積	4.3ha		

騒音の規制地域の変更



1. 平成16年 6月撮影空中写真
2. 平成16年11月現地調査
3. 平成24年 9月、10月撮影空中写真
4. 平成26年 2月現地調査

※注意

この図面は縮尺1/2,500で作成されたものをベースとしており、拡大しても位置精度は1/2,500レベルです。

1:2,500

0 30 60 120 180 240
メートル

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（助言番号）平16 北公 第41号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（助言番号）平25 北公 第108号」

計画機関：小 松 市
作成年月：平成26年 3月

騒音の規制基準

○特定工場等の規制基準

【対象となる施設の種類】

- ①金属加工機械（圧延機械、製管機械、ベンディングマシン、液圧プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン、タンブラー、切断機）
- ②空気圧縮機および送付機
- ③土石用破碎機
- ④織機
- ⑤建設用資材製造機械（コンクリートプラント、アスファルトプラント）
- ⑥穀物用製粉機
- ⑦木材加工機械（ドラムバーカー、チップパー、破木機、帯のこ盤、丸のこ盤、かんな盤）
- ⑧抄紙機
- ⑨印刷機械
- ⑩合成樹脂用射出成形機
- ⑪鑄造型機

騒音の規制基準

○特定工場等の規制基準

	区分に対する規制基準(単位:dB)			用途地域
	昼間	朝・夕	夜間	
	8:00~19:00	6:00~8:00 19:00~22:00	22:00~ 翌日6:00	
第1種区域	50	45	40	おおむね第1種・第2種低層住居専用 地域
第2種区域	55	50	45	おおむね第1種・第2種中高層住居専 用地域および第1種・第2種住居地域・ 準住居地域
第3種区域	65	60	50	おおむね近隣商業地域・商業地域・ 準工業地域
第4種区域	70	65	60	おおむね工業地域

ただし、第2種～第4種区域で次の施設からおおむね50mの区域内における規制基準は5dBを減じた値とする

- ①学校、②保育所、③病院・入院施設のある診療所、④図書館、⑤特別養護老人ホーム
⑥幼保連携型認定こども園

騒音の規制基準

○建設作業騒音の規制

【対象となる種類】①杭打機・杭拔機、②びょう打機、③削岩機、④空気圧縮機（15kW以上）、⑤コンクリートプラント（0.45m³以上）、アスファルトプラント（200kg以上）、⑥バックホウ（80KW以上）、⑦トラクターショベル（70kW以上）、⑧ブルドーザ（40kW以上）を使用する作業

	規制基準				
	騒音の大きさ	夜間又は深夜 作業の禁止 （災害、道路法に 基づくもの等除く）	1日の作業時 間の制限 （災害等除く）	作業期間の制限 （災害等除く）	日曜日、その他 の休日の作業 禁止 （災害、道路法に 基づくもの等除く）
第1種区域	85dB以下	19:00～7:00	10時間以内	同一場所におい て連続6日以内	日曜日、その他 の休日
第2種区域					
第3種区域					
第4種区域 の一部 ※		22:00～ 翌日6:00	14時間以内		

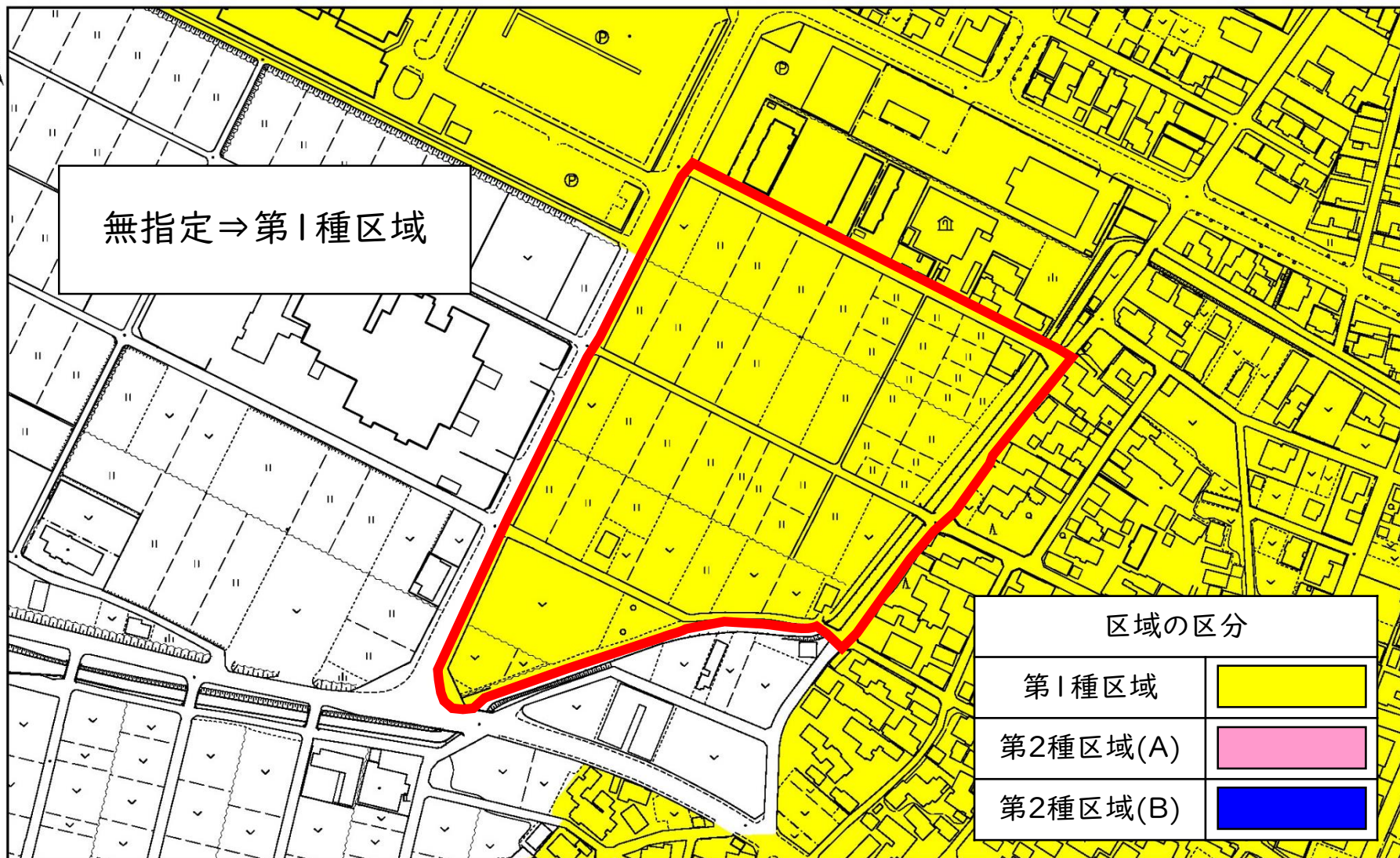
※①学校、②保育所、③病院・入院施設のある診療所、④図書館、⑤特別養護老人ホーム
⑥幼保連携型認定こども園の周囲80m以内の区域

【参考】音の大きさ (dB) の事例

120dB	飛行のエンジンの近く
110dB	自動車のクラクション(前方2m)、リベットを打つ音
100dB	電車が通るときのガード下
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内、電車の車内
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車の中、普通の会話
50dB	静かな事務所
40dB	閑静な住宅街の昼間、図書館の中
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音(前方2m)

金沢市HPより

振動の規制地域の変更



1. 平成16年 6月撮影空中写真
2. 平成16年11月現地調査
3. 平成24年 9月、10月撮影空中写真
4. 平成26年 2月現地調査

※注意 この図面は縮尺1/2,500で作成されたものをベースとしており、拡大しても位置精度は1/2,500レベルです。

1:2,500

0 30 60 120 180 240
メートル

計画機関：小 松 市
作成年月：平成26年 3月

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（助言番号）平16 北公 第41号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（助言番号）平25 北公 第108号」

振動の規制基準

○特定工場等の規制基準

【対象となる施設の種類】

- ①金属加工機械（液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤー フォーミングマシン）、②圧縮機、③土石用破碎機、④織機、⑤コンクリートブロックマシン、⑥木材加工機械（ドラムバーカー、チップパー）、⑦印刷機械、⑧ゴム練用ロール機、⑨合成樹脂用射出成形機、⑩鋳型造型機

	区分に対する規制基準 (単位:dB)		用途地域
	昼間	朝・夕	
	8:00～19:00	19:00～ 翌日8:00	
第1種区域	60	55	おおむね第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域および第1種・第2種住居地域・準住居地域
第2種区域	65	60	おおむね近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

ただし、次の施設からおおむね50mの区域内における規制基準は5dBを減じた値とする

- ①学校、②保育所、③病院・入院施設のある診療所、④図書館、⑤特別養護老人ホーム
⑥幼保連携型認定こども園

振動の規制基準

○建設作業振動の規制

【対象となる種類】①杭打機・杭拔機、②鋼球、③舗装版破碎機、④ブレーカーを使用する作業

	規制基準				
	振動の大きさ	夜間又は深夜 作業の禁止 (災害、道路法 に基づくもの等 除く)	1日の作業 時間の制限 (災害等除く)	作業期間の 制限 (災害等除く)	日曜日、その 他の休日の 作業禁止 (災害、道路法 に基づくもの等 除く)
第1種区域	75dB以下	19:00～ 翌日7:00	10時間以内	6日間以内	日曜日、その 他の休日
第2種区域(A) 第2種区域(B) のうち※を含む区域					
第2種区域(B) のうち※を除く区域		22:00～ 翌日6:00	14時間以内		

第2種区域(A): おおむね近隣商業地域・商業地域・準工業地域

第2種区域(B): おおむね工業地域

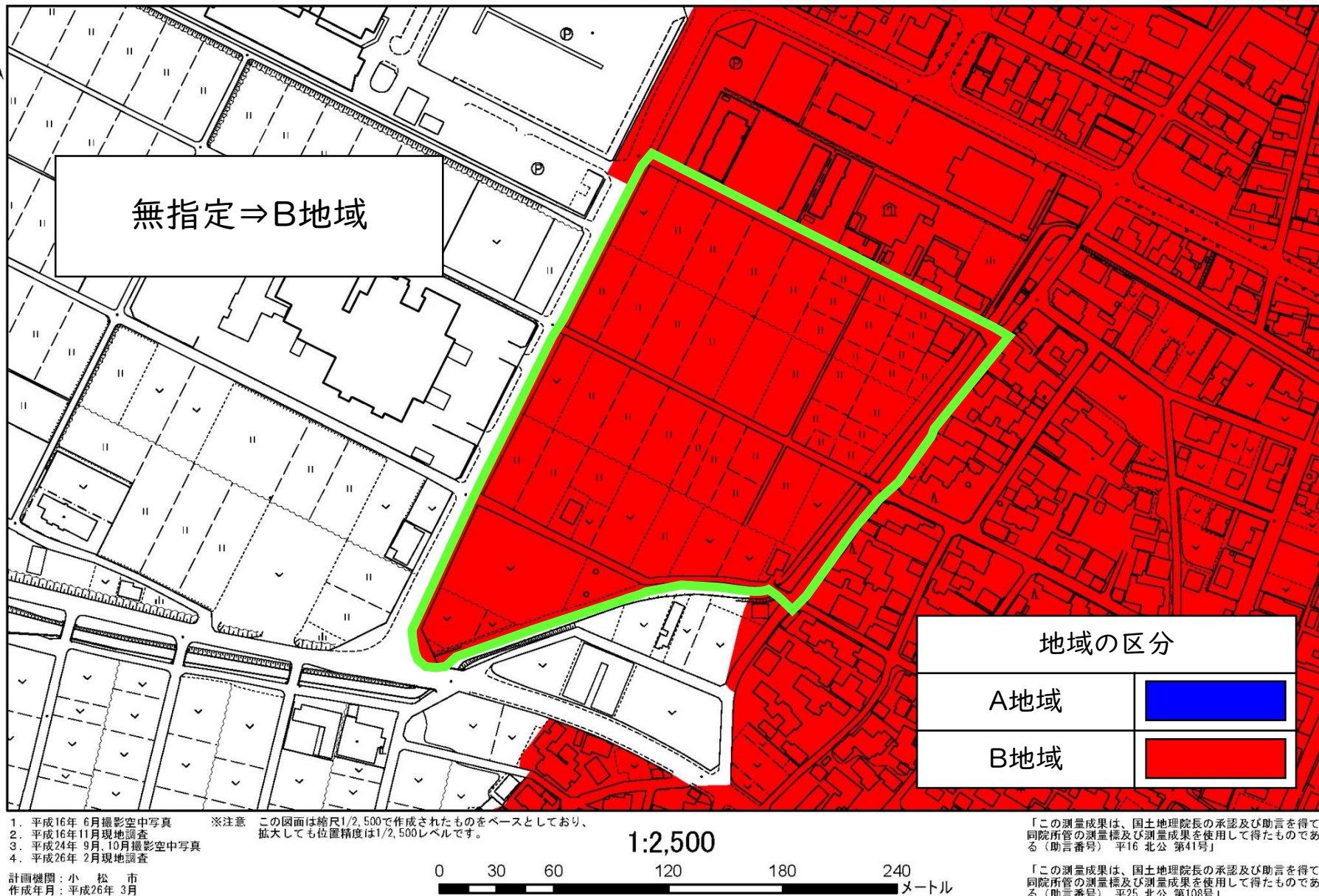
※第2種区域(B)のうち次の施設からおおむね80m以内の区域

- ①学校、②保育所、③病院・入院施設のある診療所、④図書館、⑤特別養護老人ホーム
⑥幼保連携型認定こども園

【参考】振動の大きさ (dB) の事例

110dB	震度7 (揺れに翻弄され、自分の意思で行動できない)
108dB	震度6強 (立っていることができず、はわないと動くことができない)
105dB	震度6弱 (立っていることが困難になる)
100dB	震度5強 (多くの人が行動に支障を感じる。棚にある食器類が落ちる)
95dB	震度5弱 (一部の人が行動に支障を感じる。吊り下げ物が激しく揺れる)
85dB	震度4 (眠っている人のほとんどが目を覚ます。棚にある食器類が音を立てる。)
75dB	震度3 (屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる) ブルドーザ (5m)・振動ローラー (5m)
65dB	震度2 (屋内にいる人の多くが揺れを感じる。電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる) バックホウ (5m)、アースドリル (5m)、機械プレス (5m)
55dB	震度1 (屋内にいる人の一部がわずかに揺れを感じる) 振動を感じ始める。アースオーガ (5m)
45dB	震度0 (人は揺れを感じない) 一般の道路

悪臭の規制地域の変更



悪臭の規制基準

○規制地域

B地域：用途地域（工業専用地域を除く）

○規制基準

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度	特定悪臭物質の種類	大気中の濃度
1 アンモニア	2 ppm以下	12 イソバレルアルデヒド	0.006 ppm以下
2 メチルメルカブタン	0.004 ppm以下	13 イソブタノール	4 ppm以下
3 硫化水素	0.06 ppm以下	14 酢酸エチル	7 ppm以下
4 流化メチル	0.05 ppm以下	15 メチルイソブチルケトン	3 ppm以下
5 二硫化メチル	0.03 ppm以下	16 トルエン	30 ppm以下
6 トリメチルアミン	0.02 ppm以下	17 スチレン	0.8 ppm以下
7 アセトアルデヒド	0.1 ppm以下	18 キシレン	2 ppm以下
8 プロピオンアルデヒド	0.1 ppm以下	19 プロピオン酸	0.07 ppm以下
9 ノルマルブチルアルデヒド	0.03 ppm以下	20 ノルマル酪酸	0.002 ppm以下
10 イソブチルアルデヒド	0.07 ppm以下	21 ノルマル吉草酸	0.002 ppm以下
11 ノルマルバレルアルデヒド	0.02 ppm以下	22 イソ吉草酸	0.004 ppm以下

【参考】臭気の種類と強さの事例

○臭気の種類

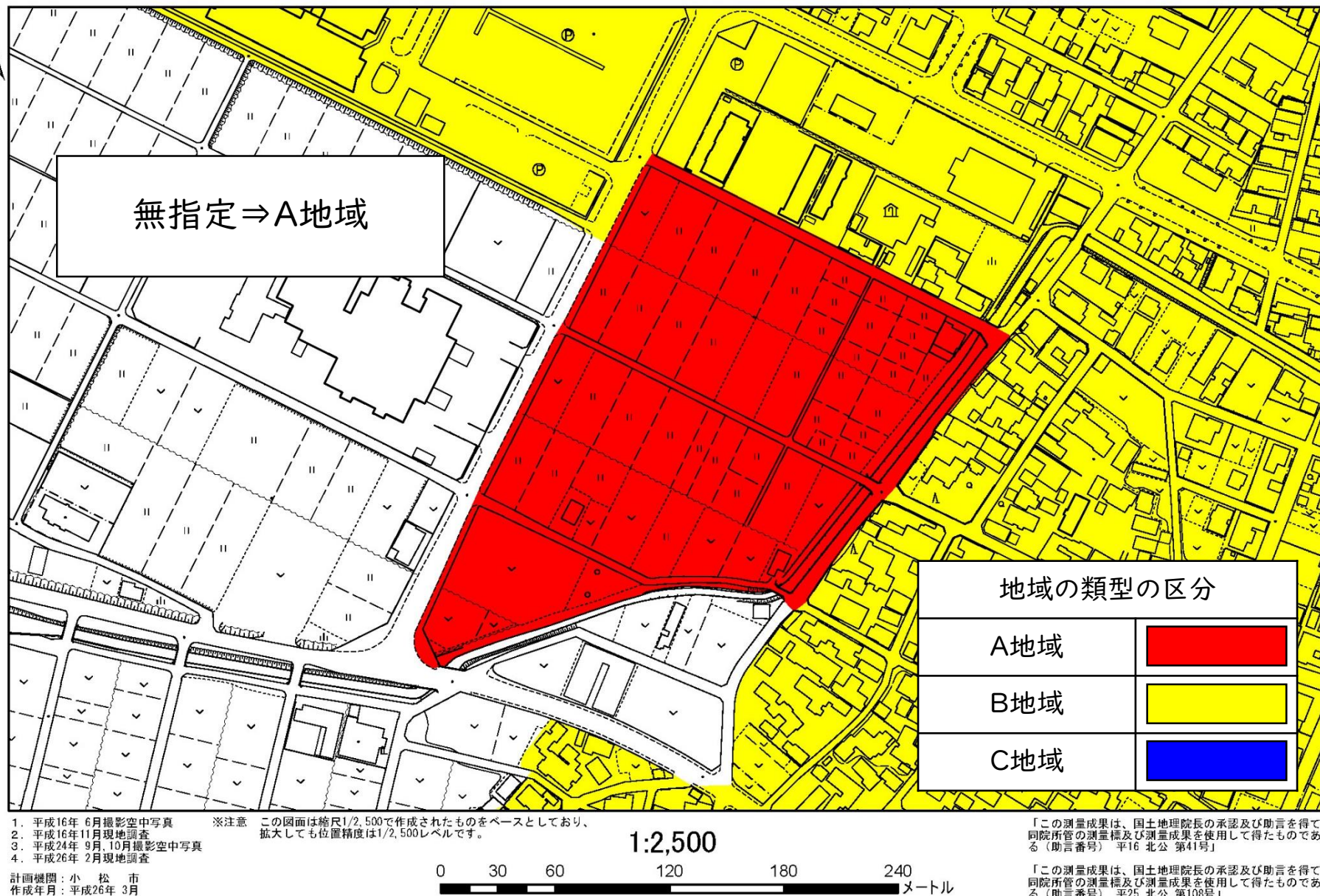
特定悪臭物質の種類	臭気の種類	特定悪臭物質の種類	臭気の種類
アンモニア	し尿	ノルマルバレルアルデヒド、 イソバレルアルデヒド	むせるような 甘酸っぱい焦げ
メチルメルカブタン	腐った玉ねぎ		
硫化水素	腐った卵	イソブタノール	刺激的な発酵
流化メチル、二硫化メチル	腐ったキャベツ	酢酸エチル メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナー
トリメチルアミン	腐った魚		
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐささ	トルエン、キシレン	ガソリン
プロピオンアルデヒド、 ノルマルブチルアルデヒド、 イソブチルアルデヒド	刺激的な 甘酸っぱい焦げ	スチレン	都市ガス
		プロピオン酸	刺激的な酸っぱさ
		ノルマル酪酸	汗くさい
		ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	おれた靴下

○臭気の強さ

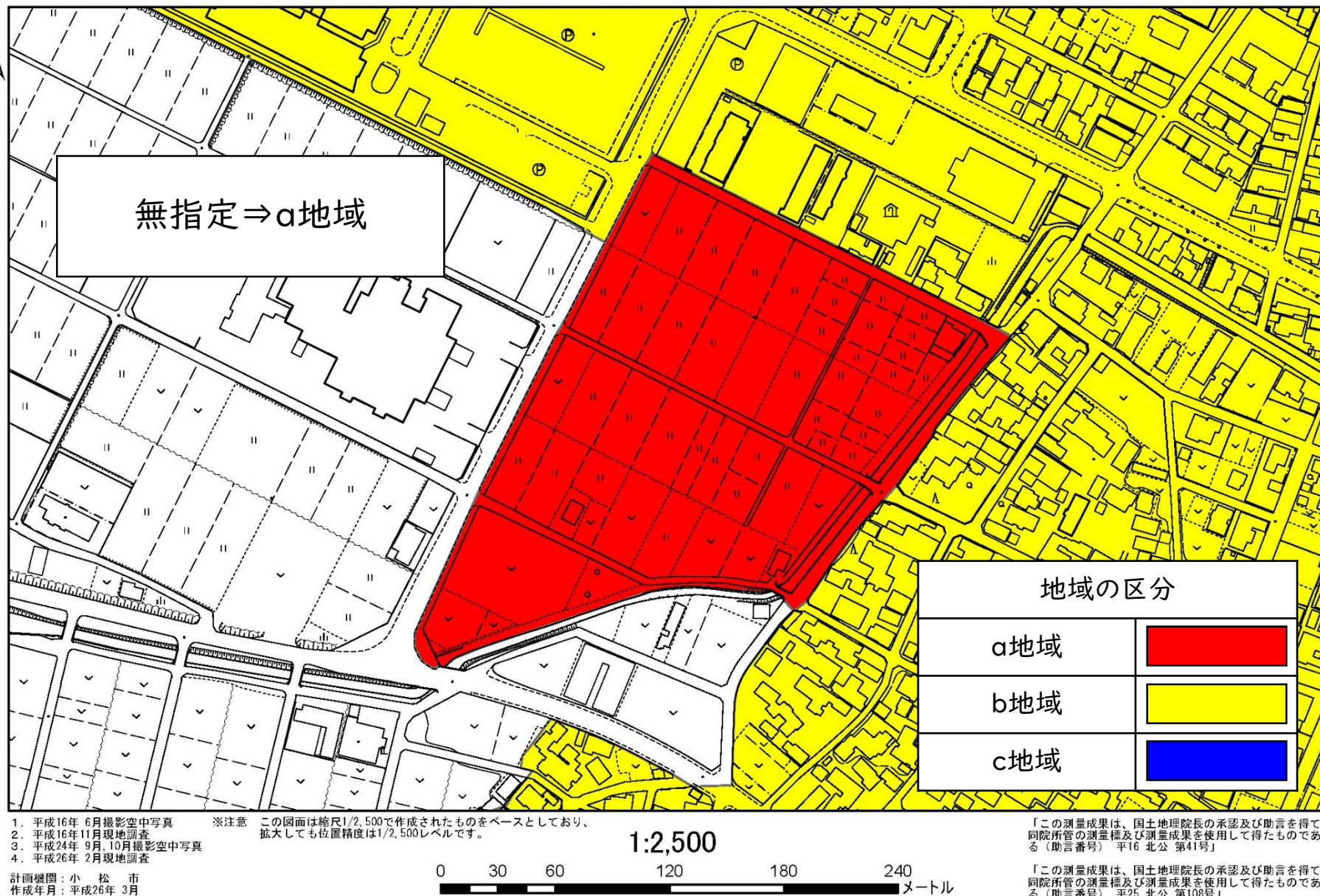
B地域相当

臭気強度	内 容	臭気強度	内 容
0	無臭	3	らくに感知できるにおい
1	やっと感知できるにおい	4	強いにおい
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい	5	強烈なにおい

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の変更



自動車騒音の要請限度を定める地域の変更



騒音に係る環境基準

○用途地域と騒音に係る環境基準の区分

地域の類型	基準値(単位:dB)		用途地域
	昼間 6:00～ 22:00	夜間 22:00～ 翌日6:00	
A地域	55以下	45以下	第1種・第2種低層住居専用地域および 第1種・第2種中高層住居専用地域
B地域	55以下	45以下	第1種・第2種住居地域・準住居地域
C地域	60以下	50以下	近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域
ただし、道路に面する地域については下記のとおりとする。			

○道路に面する地域に係る基準

地域の区分	基準値(単位:dB)	
	昼間	夜間
a地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	60以下	55以下
b地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域および c地域のうち車線を有する道路に面する区域	65以下	60以下
幹線道路を担う道路に近接する空間については特例あり。		

スケジュール

	騒音・振動・悪臭区域および 騒音に係る環境基準の変更	都市計画区域区分・用途地 域の変更
10月29日～11月12日		都市計画案の縦覧
11月17日		市都市計画審議会
12月23日		県都市計画審議会
12月23日～1月17日		国土交通大臣協議 (1月17日回答)
1月28日		都市計画決定(告示)
2月10日	市環境審議会	
2月下旬	告示(予定)	
4月1日	施行(予定)	